

令和2年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について

令和3年6月21日
修正 令和3年10月25日

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、令和2年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画について自己評価を以下の通り実施した。

評価項目	評価指標	調達等合理化計画
		実績及び自己評価
2. 重点的に取り組む分野 (1) 競争性のない随意契約の一層の見直し	件数割合: 22% 金額割合: 6%	国立文化財機構の事業に不可欠であり、かつ競争性のない随意契約によらざるを得ない文化財購入に係る契約を除き、過去5年度分の契約総数に対する競争性のない随意契約の割合を目標値とし、これを超えないことを目標とする。
		件数割合は 20.38% 、金額割合は 7.42% となり、件数割合では達成し、金額割合では達成しなかった。令和3年度においては、件数割合及び金額割合ともに目標達成できるよう、引き続き契約における競争性の確保に努める所存である。
2. 重点的に取り組む分野 (2) 一者応札・応募になった契約の一層の見直し	当該取組の結果、一者応札・応募が改善された件数 聞き取りを行った件数	従来から自主的措置として公告期間の拡大等に取り組んできたが、今後は以下の取組を徹底していくことにより一者応札・応募の一層の削減を目指す。 事後点検体制の整備: 事前に問合せのあった業者、仕様書を受領したものの入札を辞退した業者に対し、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りを行うこととする。
		一者応札・応募が改善された件数は 7件 であった。 また、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りは 118件 実施した。引き続き各施設において防止対策として聞き取り等を実施し、仕様の再検討や公告期間の十分な確保に努める。
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制の確立	調達合理化等検討会による点検件数等	新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された調達合理化等検討会に報告し、独立行政法人国立文化財機構会計規程第16条における「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、緊急の必要による場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。
		文化財購入や継続案件を除いた特命随契 38件 について実施し、全て随意契約によることがやむをえないと判断した。
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	研修の実施結果	当法人では、調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、会計系職員を対象とした研修を定期的に行う。 研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。また、マニュアルの内容について、新制度の導入や規程等の改正を反映させるべく必要に応じて改訂を行う。
		契約関係マニュアルを作成すると共に、 令和3年2月16日に令和2年度会計系職員研修を実施し、各施設から17人が参加した(新型コロナウイルス感染症の影響によりインターネットによるリモート開催) 。マニュアルについては、随時改定を行う予定である。